



三重県公報

令和7年3月31日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
249	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	2
250	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	4
251	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	9
252	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	10
253	観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(観光総務課)	22

告 示

三重県告示第 249 号

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

14	運輸事業 振興助成 交付金	バス事業の公共性に鑑み、輸 送力の確保、輸送サービスの 改善、安全運行の確保等を図 る。	次に掲げる事業の全部又は 一部を行うために要する経 費 1 震災等の災害発生時に おける緊急物資輸送体制 の整備、安全運行の確保そ 他の交通安全対策及び 自動車交通公害対策に関 する事業 2 バスターミナル、バス停 留所の上屋等の各種共同 施設の整備及び運営に関 する事業 3 バスの乗継機能の強化 等の輸送サービスの改善 その他公共の利便の増進 に資するための事業及び バス事業者が行うこれら の事業に対する助成事業 4 運転者及び乗務員のため の共同休憩施設並びに 共同福利厚生施設の整備 及び運営に関する事業 5 車両等の買替え、物流施 設の整備、バス事業の経営 基盤の安定確保等に要す る費用に係る融資を円滑 にするための基金の造成 6 バス事業者によって構 成される全国を単位とす る公益法人が行う上記事 業（2を除く。）に対する 出捐事業 7 その他知事が必要と認 める事業	別に定める。	公益社団法人三重 県バス協会
----	---------------------	---	---	--------	-------------------

別表 1(3)の表に次のように加える。

2	運輸事業 振興助成 交付金	トラック事業の公共性に鑑 み、輸送力の確保、輸送サー ビスの改善、安全運行の確保 等を図る。	次に掲げる事業の全部又は 一部を行うために要する経 費 1 震災等の災害発生時に おける緊急物資輸送体制 の整備、安全運行の確保そ 他の交通安全対策及び 自動車交通公害対策に関 する事業 2 トラックターミナル、共 同輸送サービスセンター、 配送センター等の各種共 同施設の整備及び運営に 関する事業 3 トラックの輸送情報シ ステムの整備等の輸送サ ービスの改善その他公共 の利便の増進に資するた めの事業に対する助成事	別に定める。	一般社団法人三重 県トラック協会
---	---------------------	---	---	--------	---------------------

			業 4 運転者及び乗務員のための共同休憩施設並びに共同福利厚生施設の整備及び運営に関する事業 5 車両等の買替え、物流施設の整備等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成 6 トラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行う上記事業（2を除く。）に対する出捐事業 7 その他知事が必要と認める事業		
--	--	--	--	--	--

別表1(7)の表中、第3号の項を削り、第4号の項を第3号の項とし、第5号の項を削り、同表に次のように加える。

4	熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金	熊野古道伊勢路を良好な状態で保全するとともに、来訪者が安全・快適に歩くための観光インフラ整備の促進を図る。	別に定める伊勢路保全活動支援事業、トイレ整備事業、案内標識等整備事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	--------------------	---	---	--------	--------

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	地籍調査費負担金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
2	社会資本整備円滑化地籍整備交付金		
3	地籍整備推進調査費補助金		
4	地域間幹線系統確保維持費補助金		
5	NPO等運営バス支援補助金		
6	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める処分期間に相当する期間	
7	幹線鉄道等活性化事業費補助金		
8	鉄道駅耐震補強事業費補助金		
9	鉄道施設耐震補強事業費補助金		
10	鉄道災害復旧事業費補助金		
11	鉄道施設安全対策事業費補助金		
12	地域交通体系整備費補助金		
13	事業調整制度補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	
14	市町村振興事業基金交付金		
15	地域活性化支援事業補助金		
16	三重県移住者の受入態勢充実支援事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間	

17	スポーツ団体等活性化補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間
18	新三重武道館整備費補助金	
19	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金	
20	南部地域活性化基金事業費補助金	
21	東紀州地域産業活性化事業費補助金	
22	熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金	

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正前の地域連携・交通部関係補助金等交付要綱(次項において「旧告示」という。)の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- この告示の施行前に旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

三重県告示第250号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第239号)の一部を次のように改正する。

別表1(3)の表中第49号の項を削り、第48号の項を第51号の項とし、第47号の項を第50号の項とし、同項の前に次のように加える。

49	外来化学療法推進事業補助金	質の高い外来化学療法を提供する。	県内のがん診療施設における外来化学療法を推進するために要する経費	別に定める。	別に定める。
----	---------------	------------------	----------------------------------	--------	--------

別表1(3)の表中第46号の項を第48号の項とし、第21号の項から第45号の項までを2項ずつ繰り下げ、第20号の項(C)の欄を次のように改め、同項を第22号の項とする。

1	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟の整備に必要な施設整備に要する経費
2	療養病棟又は特殊疾患病棟の整備に必要な施設整備に要する経費
3	病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための施設整備に要する経費
4	病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)の処分(廃棄、解体又は売却)に伴う損失額
5	病床の削減に伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用による退職金の割増相当額
6	医療機関間において医療従事者等を確保するために必要な早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用による退職金の割増相当額

別表1(3)の表中第19号の項を第21号の項とし、第10号の項から第18号の項までを2項ずつ繰り下げ、第9号の項の次に次の2項を加える。

10	分娩取扱施設開設時設備整備支援事業補助金	分娩取扱施設の新規開設又は承継に必要な設備の整備を図る。	分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設を新規開設又は承継するにあたり、必要な設備の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
11	地域拠点産科医療機関支援事業補助金	地域の拠点となる産科医療機関を支援し、地域における周産期医療体制の確保を図る。	分娩取扱施設が少ない地域において、地域の拠点となる産科医療機関に対し、産科医の受入支援に要する経費	別に定める。	市町

別表1(4)の表第25号の項及び第26号の項を次のように改める。

25	三重県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金	外国人介護人材を受け入れる介護施設等が実施する環境整備の取組に対して支援することにより、外国人介護職員の円滑な就労・定着を図る。	外国人介護人材を受け入れる介護施設等が実施する環境整備に要する経費	別に定める。	外国人介護人材を受け入れる介護サービス事業所・施設等
26	三重県外国人介護人材情報発信事業費補助金	外国人介護人材送出国調査事業において海外現地機関や教育機関等に対して情報発信を行う団体を支援することにより、外国人介護人材の受入れを促進する。	海外現地機関や教育機関等への情報発信に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(4)の表に次のように加える。

28	介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金	介護人材の確保や職場環境の改善を図る。	介護職員等処遇改善加算を取得している事業所において、生産性を向上し、業務効率化や職場環境改善の取組に要する経費	別に定める。	別に定める。
29	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金	訪問介護等サービス提供体制を確保するため、人材を確保し、経営改善を図る。	人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(5)の表に次のように加える。

15	三重県災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	災害時においても、適切な歯科保健医療提供体制を確保できるよう、必要な設備の整備を行う。	災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-------------------------	---	--	--------	--------

別表1(6)の表に次のように加える。

3	全国飲食業生活衛生同業組合連合会全国三重県大会開催補助金	組合の活動の活性化・更なる公衆衛生の向上及び増進を図る。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条の2に基づく助成・援助に要する経費	別に定める。	三重県飲食業生活衛生同業組合
4	普通公衆浴場施設・設備整備補助金	物価統制令により安易に価格転嫁できない普通公衆浴場における施設・設備に係る経費への補助を行うことにより、県民の健康増進及び普通公衆浴場の衛生を確保する。	普通公衆浴場の施設・設備改修にかかる経費	別に定める。	県内の普通公衆浴場

別表1(8)の表第1号の項を次のように改める。

1	薬剤師確保・資質向上事業費補助金	医療介護に係る薬剤師の確保及び資質向上を図る。	薬剤師の確保及び資質向上に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------	-------------------------	--------------------	--------	--------

別表1(8)の表に次のように加える。

4	三重県薬剤師奨学金返還支援助成金	奨学金の返還額の一部を助成することにより、薬剤師の県内病院への就職及び定着を促進する。	在学中に助成候補者としての認定を受け、大学を卒業した者が、県内の対象病院に就職し、一定期間薬剤師の業務に従事した場合に、貸与を受けた奨学金の一部の返還に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------	---	---	--------	--------

別表1(9)の表第26号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

看護師の特定行為研修修了者の確保及び助産師の助産実践能力向上を図る。	1	看護師の特定行為研修の受講に要する経費
	2	助産師出向に要する経費

別表1(9)の表第28号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金	勤務医の働き方改革の推進を図る。	1	勤務環境改善の体制整備に要する経費
		2	教育研修及び診療に係る勤務環境改善の取組に要する経費
		3	長時間労働医療機関への医師派遣支援に係る経費

別表1(9)の表に次のように加える。

37	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業費補助金	特定行為研修を行う指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図る。	特定行為研修を行う指定研修機関の設置準備や運営に係る施設整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
38	医師少数区域経験認定医師支援事業補助金	医師少数区域経験認定医師への支援を通して、医師少数区域等での勤務を促し、医師偏在の解消を図る。	医師少数区域経験認定医師が医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講等に係る経費	別に定める。	別に定める。

別表2を次のように改める。

別表2(第2条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	分娩取扱施設開設時設備整備支援事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
3	地域災害拠点病院施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
4	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具
5	災害医療提供体制推進事業費補助金		
6	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
7	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具
8	ドクターヘリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
9	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—

10	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
11	心電図伝送システム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
12	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
13	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
14	医療施設設備整備費補助金		
15	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
16	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
17	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
18	がん診療設備整備費補助金		
19	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
20	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
21	がん遠隔手術支援等環境整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
22	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	
23	遠隔病理診断設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
24	医療DX基盤整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
25	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
26	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
27	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
28	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
29	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービ		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産

	ス継続支援事業費補助金		
30	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
31	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物
32	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
33	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
34	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
35	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
36	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
37	三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
38	三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
39	三重県地域医療再生事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
40	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
41	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
42	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
43	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
44	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
45	医師官舎整備事業補助金		—
46	I C T を活用した地域医療連携支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
47	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金		

48	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金		
49	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
50	周産期新生児科指導医育成事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
51	麻酔科専門医等育成事業補助金		
52	へき地オンライン診療体制整備事業補助金		
53	子育て医師等復帰支援事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
54	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業費補助金		—
55	医師少数区域経験認定医師支援事業補助金		—
56	薬剤師確保・資質向上事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
57	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
58	三重県災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	補助事業により取得した車両及び附属する設備、診療に必要な器具・器材

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 251 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 13 号の項を削り、第 14 号の項を第 13 号の項とし、第 15 号の項を第 14 号の項とし、第 16 号の項を第 15 号の項とし、同表に次のように加える。

16	第 12 回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務市町交付金	市町が行う第 12 回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る事務に必要な経費を負担することで、市町の経費負担の軽減を図る。	市町が行う第 12 回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る事務に要する経費	別に定める。	市町
----	-------------------------------	--	---	--------	----

別表 1(4)の表に次のように加える。

8	三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金	不登校児童生徒等が将来の社会的自立に向けて、安全安心に過ごすことができるよう、フリースクール等民間施設を支援することで、学校に代わる居場所を確保する。	フリースクール等民間施設が実施する学校に代わる居場所づくりに必要な経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------------	---	-------------------------------------	--------	--------

別表 1(5)の表第 1 号の項を次のように改める。

1	保育環境改善事業	市町等が実施する取組に対し	1 障がい児及び医療的ケア	補助基本額の	市町
---	----------	---------------	---------------	--------	----

費補助金	て支援を行うことで、保育環境の改善、保育所等におけるICT化推進等を図る。	1 児を受け入れるために必要となる設備の整備、備品(遊具、器具等)の設置及び更新等に要する経費 2 認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費 3 保育環境の向上を図るために実施する老朽化した備品の更新や設備の改修等に要する経費 4 ICTを活用した子ども見守りサービスや性被害防止対策などの安全対策に資する機器等を導入するための経費	2/3 以内 補助基本額の3/4 以内 補助基本額の2/3 以内 補助基本額の3/4 以内	認可外保育施設 市町 認可外保育施設
------	---------------------------------------	--	--	----------------------------------

別表1(5)の表中第37号の項を削り、第36号の項を第37号の項とし、第35号の項を第36号の項とし、第34号の項の次に次のように加える。

35	三重県妊婦のための支援給付費補助金	子ども・子育て支援法の規定による市町が行う妊婦のための支援給付に必要な体制整備等を図る。	妊婦のための支援給付に要する人件費や振込手数料等の事務経費	別に定める。	市町
----	-------------------	--	-------------------------------	--------	----

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

三重県告示第252号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月31日

三重県知事 一見勝之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第249号)の一部を次のように改正する。

別表1(17)の表を別表1(18)の表とする。

別表1(16)の表第10号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

漁業者等から構成される活動組織が行う干潟・藻場等の再生や保全活動等を支援することにより、水産多面的機能の発揮を図り、水産業・漁村の活性化に寄与する。	1 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に要する経費 2 海洋環境の変化に対応した漁場保全緊急対策事業に要する経費
--	---

別表1(16)の表に次のように加え、同表を別表1(17)の表とする。

12	海業取組促進事業費補助金	海業に取り組む地区の海業事業化・取組の実施を目指す。	海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等の支援	事業費の100/100以内	市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が組織する団体
----	--------------	----------------------------	---------------------------------------	---------------	------------------------------------

別表1(15)の表を別表1(16)の表とする。

別表1(14)の表中第6号の項を削り、第7号の項を第6号の項とし、第8号の項を第7号の項とし、第9号の項(D)欄を次のように改め、同項を第8号の項とする。

事業費の2/3以内

別表1(14)の表第10号の項及び第11号の項を削り、同表に次のように加え、同表を別表1(15)の表とする。

9	漁協事業再編促進事業費補助金	漁業生産力の低下や収益性の悪化に伴う漁協経営基盤の弱体化が加速的	漁協経営基盤の強化を促進させるための漁協合併の足かせとなっている漁協の不要施設の処分等に係る経費	事業費の1/2以内	別に定める県内沿海地区漁業協同組合
---	----------------	----------------------------------	--	-----------	-------------------

		に進行することがないよう、事業再編を支援することで、経営基盤の強化を図る。			
10	空き家改修等の漁業受入体制整備支援補助金	空き家改修等の受入体制の整備を支援し、漁業就業希望者の円滑な研修・就業を図る。	空き家改修等の受入体制の整備に要する経費	事業費の 1/2 以内	別に定める漁業協同組合、漁業経営体
11	漁業現場の労働環境改善支援補助金	漁業現場における労働環境の改善に係る取組を支援し、多様な働き手の確保・定着を図る。	労働環境の改善に必要な機械・設備の導入等に要する経費	事業費の 1/2 以内	別に定める漁業協同組合、漁業経営体

別表 1(13)の表を別表 1(14)の表とする。

別表 1(12)の表第 1 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改め、同表を別表 1(13)の表とする。

<p>1 森林環境保全整備事業</p> <p>(1) 林道整備事業</p> <p>森林環境保全整備事業計画に基づき基盤道及び強靱化林道、林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p> <p>ア 基盤道整備</p> <p>林業生産基盤整備道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p> <p>(ア) 林業生産基盤整備道開設</p> <p>a 森林造成林道</p> <p>b 峰越連絡林道</p> <p>(a) 幹線</p> <p>(b) その他</p> <p>c その他の林道</p> <p>(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの</p> <p>(b) その他の地域に係るもの</p> <p>(イ) 林業生産基盤整備道改良</p> <p>a 幹線</p> <p>b その他</p> <p>(ウ) 林業生産基盤整備道舗装</p> <p>a 幹線</p> <p>b その他</p> <p>イ 強靱化道整備</p> <p>山村強靱化林道の開設、改良、舗装を行うために要する経費</p> <p>(ア) 山村強靱化林道開設</p> <p>a 森林造成林道</p> <p>b 峰越連絡林道</p> <p>(a) 幹線</p> <p>(b) その他</p> <p>c その他の林道</p> <p>(a) 過疎、振興山村</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p> <p>本工事費等の 7/10 以内</p> <p>本工事費等の 7/10 以内</p> <p>本工事費等の 6.5/10 以内</p> <p>本工事費等の 6/10 以内</p> <p>本工事費等の 1/2 以内</p> <p>本工事費等の 2/3 以内</p> <p>本工事費等の 1/2 以内</p> <p>本工事費等の 7/10 以内</p> <p>本工事費等の 7/10 以内</p> <p>本工事費等</p>
--	---

指定地域に係るもの	の 7/10 以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5/10 以内
(イ) 山村強靱化林道改良	
a 幹線	本工事費等の 6/10 以内
b その他	本工事費等の 1/2 以内
(ウ) 山村強靱化林道舗装	
a 幹線	本工事費等の 2/3 以内
b その他	本工事費等の 1/2 以内
(エ) 山村強靱化機能回復	本工事費等の 1/2 以内
ウ 林専道整備	
林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(ア) 林業専用道開設	
a 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の 7/10 以内
b その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5/10 以内
(イ) 林業専用道改良	本工事費等の 1/2 以内
(ウ) 林業専用道舗装	本工事費等の 1/2 以内
エ 老朽化対策	
個別施設計画に基づき重要施設の老朽化対策を行うために要する経費	
(ア) 老朽化対策	本工事費等の 6/10 以内
オ 機能回復	
林業生産基盤整備道の機能回復を行うために要する経費	
(ア) 機能回復	本工事費等の 6/10 以内
カ 農道等改良	
大型トラック等の通行を可能とする林道整備と農道等の改良を一体的に行うために要する経費	
(ア) 農道等改良	一体的に整備する林道に準ずる
キ 林道施設老朽化緊急対策	
林道施設の老朽化対策や改良と、林道橋における PCB 廃棄物の処理対策を一体的に推進するために要する経費	
(ア) 林道施設老朽化対策	本工事費等の 6/10 以内
(イ) 林道改良対策	
a 幹線	本工事費等の 6/10 以内
b その他	本工事費等の 1/2 以内
(ウ) 林道舗装対策	
a 幹線	本工事費等の 2/3 以内

<ul style="list-style-type: none"> b その他 	<p>本工事費等の1/2以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> (エ) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策 	<p>本工事費等の5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> (2) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等に要する経費 	<p>本工事費等の5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ア 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 	<p>本工事費等の5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> 2 農山漁村地域整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村整備計画に基づき森林基幹道、森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設、改良及び舗装等を行うために要する経費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 林道開設事業 <ul style="list-style-type: none"> 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設を行うために要する経費 	
<ul style="list-style-type: none"> ア 森林管理道 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 森林造成林道 	<p>本工事費等の7/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> (イ) 峰越連絡林道 <ul style="list-style-type: none"> a 幹線 b その他 	<p>本工事費等の7/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> (ウ) その他の林道 <ul style="list-style-type: none"> a 過疎、振興山村指定地域に係るもの b その他の地域に係るもの 	<p>本工事費等の7/10以内</p> <p>本工事費等の6.5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> イ 林業専用道 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (イ) その他の地域に係るもの 	<p>本工事費等の7/10以内</p> <p>本工事費等の6.5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ウ 森林施業道 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (イ) その他の地域に係るもの 	<p>本工事費等の7/10以内</p> <p>本工事費等の6.5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> (2) 森林基幹道整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 森林基幹道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費 	
<ul style="list-style-type: none"> ア 森林基幹道開設 	<p>本工事費等の7/10以内。ただし、市町以外に係るものにあつては、8.5/10以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> イ 森林基幹道改良 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幹線 (イ) その他 	<p>本工事費等の6/10以内</p> <p>本工事費等の1/2以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ウ 森林基幹道舗装 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幹線 (イ) その他 	<p>本工事費等の2/3以内</p> <p>本工事費等</p>

(3) 林道改良事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の改良を行うために要する経費 ア 幹線	の1/2以内 本工事費等の6/10以内 本工事費等の1/2以内
イ その他	本工事費等の1/2以内
(4) 林道舗装事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の舗装を行うために要する経費 ア 幹線	本工事費等の2/3以内 本工事費等の1/2以内
イ その他	本工事費等の1/2以内
(5) 林道関連施設整備事業 林業用作業に利用する用地及び作業ポイント、接続路の整備を行うために要する経費	本工事費等の7/10以内
(6) 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費 ア 林道点検診断	本工事費等の1/2以内 本工事費等の6/10以内
イ 林道補修、更新等	本工事費等の6/10以内
3 地方創生道整備推進交付金 地域再生計画に基づき林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(1) 林道開設事業 森林基幹道、森林管理道及び森林施業道の開設を行うために要する経費 ア 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う林道整備	本工事費等の7/10以内
(ア) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	
(イ) その他の地域に係るもの	
イ ア以外の森林基幹道整備	本工事費等の7/10以内
ウ ア及びイ以外の森林管理道及び森林施業道整備	
(ア) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内
(イ) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内
(2) 林道改良事業 林道の改良を行うために要する経費 ア 幹線	本工事費等の6/10以内
イ その他	本工事費等の1/2以内
(3) 林道舗装事業 林道の舗装を行うために要する経費 ア 幹線	本工事費等の2/3以内
イ その他	本工事費等

(4) 林道保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費	の1/2以内 本工事費等の6/10以内
(5) 農道等改良事業大型トラック等の通行を可能とする林道整備と農道等の改良を一体的に行うために要する経費 ア 農道等改良	一体的に整備する林道に準ずる

別表1(11)の表第4号の項(A)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

林業・木材産業振興事業費補助金	森林経営計画の作成の促進や間伐材等の安定供給の確保、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展及び木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図る。	1 森林経営計画作成推進事業費 市町と森林の所有者等が締結した森林整備地域活動実施協定に基づき、森林の所有者等が森林経営計画等の対象となる森林又は森林経営計画の対象としようとする森林等について行う地域活動に対して、市町が交付する交付金に要する経費	定額	市町	
		2 林業・木材産業振興事業 (1) 高性能林業機械等の整備	定額 (1/4、1/3、4/10又は1/2以内)		市町、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)等 林業種苗法(昭和14年法律第16号)第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者等 市町、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に明記されているもの 市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業体等
		(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備	定額 (1/2以内)		
		(3) 木材加工流通施設等の整備 ア 木材加工流通施設整備 イ 森林バイオマス等活用施設整備	定額 (1/2又は1/3以内)		
		(4) 木質バイオマス利用促進施設の整備 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額 (15/100、1/3又は1/2)		
		(5) 特用林産振興施設等の整備	定額 (1/2以内)		
(6) 木造公共建築物等の整備	定額 (1/2、				

			3/20 又は 3/8 以内)	社会の實現 に資する等 のための建 築物等にお ける木材の 利用の促進 に関する法 律施行令(平 成 22 年政令 第 203 号)第 1 条に規定す る公共建築 物の整備主 体等 市町、選定経 営体等
	(7) 林業経営体育成対策(林業 機械リース支援)		定額(リース 物件価格の 1/4、1/3、 4/10、1/2 以内)	
	3 林業・木材産業循環成長対策 事業		定額	市町、選定経 営体等
	(1) 間伐材生産 ア 間伐材の生産 イ 関連条件整備活動(対象 森林の調査、森林所有者の 同意取付け等)		定額	市町、選定経 営体等
	(2) 路網整備・機能強化 ア 林業専用道(規格相当) の整備 イ 森林作業道の整備 ウ 林道等の機能強化 エ 森林作業道の機能強化 オ 林業専用道(規格相当) の復旧		定額	市町、選定経 営体等
	(3) 低コスト再造林対策 ア 低コスト造林の支援 イ 機械器具の整備 ウ 関連条件整備活動		定額	市町、選定経 営体等
	4 地域の森林資源を生かした特 用林産振興対策事業 安全安心な県産さのこについ ての見学会、宣伝イベントの開 催等その他生産者が消費者に直 接PRする活動等に要する経費		事業費の 1 /2 以内	人と自然に やさしいみ えの安心食 材表示制度 の認定生産 者の組織す る団体等 市町、認定特 定増殖事業 者、森林組合 等
	5 優良種苗確保事業 採種園等の造成・改良・機能 向上に要する経費		定額又は事 業費の 1/2 以内	

別表 1(11)の表中第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 5 号の項とし、第 7 号の項を第 6 号の項とし、第 8 号の項を第 7 号の項とし、第 9 号の項を削り、第 10 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改め、同項を第 8 号の項とする。

1	レーザ計測機器整備	事業費の 1 /2 以内	市町、林業経 営体等
2	路網線形設計支援ソフト等整 備	定額	市町、林業経 営体等
3	3 次元設計ソフト整備	定額	市町、林業経 営体等
4	I C T 生産管理ソフト等整備	事業費の 1 /2 以内	市町、選定経 営体等
5	所有者情報等の精度向上	事業費の 1 /2 以内	市町

別表 1(11)の表中第 11 号の項を削り、第 12 号の項 (A) の欄から (D) の欄までを次のように改め、同項を第 9 号の項とする。

林福連携における新 たな林業労働力確保 対策事業費補助金	林業・木材関係事 業者等が障がい者 の雇用等に必要な 施設等の改修を支 援することで、障	林業・木材関係事業者等が障がい 者の雇用等のため、障がい者の受 け入れに係る以下の項目に要する 経費 1 施設の整備・改修	別に定める。
------------------------------------	--	---	--------

	がいの雇用の促進を図る。	2 作業に使用する機材の設置・改修 3 その他、障がい者が林業・木材関係事業者等の施設内で作業するに当たり必要と認められる上記1及び2に準じるもの	
--	--------------	--	--

別表1(11)の表中第13号の項を第10号の項とし、第14号の項を第11号の項とし、第15号の項(A)の欄及び(B)の欄を次のように改め、同項を第12号の項とする。

再造林等活動推進事業費補助金	新たに造林事業を開始する者等に資器材の整備等を支援することで、林業の担い手の育成を図る。
----------------	--

別表1(11)の表第16号の項(A)の欄及び(B)の欄を次のように改め、同項を第13号の項とする。

木造非住宅設計支援事業費補助金	非住宅建築物における設計に係る経費を支援することで、県産材の需要拡大を図る。
-----------------	--

別表1(11)の表中第17号の項を第14号の項とし、第18号の項を削り、第19号の項(B)の欄を次のように改め、同項を第15号の項とする。

スマート林業の現場実装をより一層加速化するため、各地域の林業事業体において、ICT技術を活用した省力化等を図り、限られた労働力を最大限生かしたスマート林業を実現する。

別表1(11)の表第20号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を第16号の項とする。

災害に強い森林づくりに向けて、植栽や下刈り、獣害防止施設等の整備を支援する。	1 森林防災機能回復支援事業 人工造林、下刈り、獣害防止施設等の整備に要する経費	定額	森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体者、意欲と能力のある林業経営者 市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体者、意欲と能力のある林業経営者、認定林業事業体、選定経営体
	2 森林再生力強化対策事業 獣害防止施設等の整備及び補修に要する経費	定額	

別表1(11)の表に次のように加え、同表を別表1(12)の表とする。

17	みえの木づかい×ゼロカーボン推進事業費補助金	非住宅建築物における木材調達を支援することで、県産材の需要拡大を図る。	木造非住宅建築物の木材調達に係る経費	別に定める。	木造非住宅建築物の建築業務の発注者
18	異業種等における多	異業種等の林業へ	異業種等の受入れに必要となる安	別に定める。	林業事業体

	様な林業労働力確保対策事業費補助金	の参入が容易となるよう受け入れ体制の整備等を支援することで、多様な労働力の確保を図る。	全・技術指導や安全防具の導入等に係る経費	
--	-------------------	---	----------------------	--

別表1(10)の表に次のように加え、同表を別表1(11)の表とする。

3	指定管理鳥獣対策事業交付金(クマ類総合対策事業)	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として環境大臣が指定した指定管理鳥獣について、クマ類の適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策の取組を支援することで、クマ類による被害の防止対策等を強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理の推進を図る。	指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領等に基づいて行う次の事業に要する経費 1 捕獲等事業 2 出沒対策事業 3 出沒時の体制構築事業	事業費の3/4以上 事業費の3/4以上 事業費の3/4以上	市町 市町 市町
---	--------------------------	---	--	-------------------------------------	----------------

別表1(9)の表を別表1(10)の表とする。

別表1(8)の表第2号の項(A)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、平坦地域との生産条件格差に相当する一定額を耕作者等に直接支払うことにより、耕作放棄の未然防止を図るほか、複数の農村集落の機能を補完する取組を支援することにより、地域で支え合うむらづくりの推進を図る。	1 交付金 市町が集落協定又は個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費 2 推進交付金 市町が中山間地域等直接支払交付金の交付の実施、指導等に要する経費 3 中山間地農業推進対策交付金 地域協議会が地域コミュニティの維持に資する活動を行うための調査、計画策定、実証に要する経費	事業費の3/4以内。ただし、特認地域にあっては、事業費の2/3以内 定額	市町 市町 地域協議会
---------------	--	---	---	-------------------

別表1(8)の表第3号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費		
1 農地及び土地改良施設の保全管理事業	事業費の1/2以内	市町
2 農村景観の保全、修復及び創造事業	事業費の1/2以内	市町
3 環境創造に必要な動植物の保護、育成及び繁殖事業	事業費の1/2以内	市町
4 棚田の保全管理・交流事業	定額	市町、土地改良区又は知事が適当と認める団体

別表1(8)の表第4号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費		
1 農業生産基盤整備事業	事業費又は間接補助事業費の69/100以内	市町
2 農村生活環境整備事業	事業費又は間接補助事業費の69/100以内	市町
3 別に定める特認事業	事業費又は間接補助事業費の69/100以内	市町
4 実施計画策定事業	事業費又は間接補助事	市町

	業費の 60/ 100 以内	
--	-------------------	--

別表 1(8)の表第 5 号の項 (C) の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費
1 農業生産基盤整備事業
2 農村生活環境整備事業
3 実施計画策定事業

別表 1(8)の表第 6 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

1 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築に要する経費	事業費の 1 /2 以内	市町
2 施設整備に必要な事業計画の策定に要する経費	事業費の 1 /2 以内	市町
3 農業集落排水施設等の劣化状況等の機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定に要する経費	定額	市町

別表 1(8)の表第 7 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改め、同表を別表 1(9)の表とする。

1 事業費 農山漁村振興交付金交付等要綱に基づいて行う自然・資源活用施設の整備に要する経費。ただし、国から農山漁村振興交付金を市町に交付できない場合に限る。	事業費の 1 /2 以内	市町又は土地改良区又は知事が適当と認める団体
2 市町等附帯事務費 1 の事業に要する市町等附帯事務費	事業費の 1 /2 以内	市町又は土地改良区

別表 1(7)の表第 1 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改める。

土地改良施設の維持管理を行うのに要する経費として、三重県土地改良事業団体連合会が全国土地改良事業団体連合会に拠出するのに要する経費	三重県土地改良事業団体連合会が拠出するのに要する経費の 1/2 (防災減災機能等強化事業の場合は 2/5) 以内
---	--

別表 1(7)の表に次のように加え、同表を別表 1(8)の表とする。

29	高度水利機能確保基盤整備事業費補助金 (畑作等促進整備事業)	畑作物等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援し、農業競争力の強化を図る。	畑作等促進整備事業に要する経費	事業費若しくは間接補助事業費の 69/100 以内又は定額	市町、土地改良区、農地中間管理機構、農業協同組合又はその他の農業者等の組織する団体
----	--------------------------------	---	-----------------	-------------------------------	---

別表 1(6)の表第 1 号の項の前に次のように加える。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助 (交付) 率	(E) 補助対象者
----	----------------	-------------------	-----------------	-----------------------	--------------

別表 1(6)の表第 2 号の項 (D) の欄及び (E) の欄を次のように改める。

別に定める。	別に定める。
--------	--------

別表1(6)の表中第3号の項を削り、第4号の項を第3号の項とし、第5号の項を第4号の項とし、第6号の項を第5号の項とし、同表を別表1(7)の表とする。

別表1(5)の表を別表1(6)の表とする。

別表1(4)の表第10号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町等の産地づくりに向けた定着・普及に要する経費(有機農業拠点創出・拡大加速化事業)	定額、1/2以内(機械リースについては1/2以内)	市町又は市町が参画する協議会
2	産地における環境負荷低減技術及び省力化技術の実証に要する経費(グリーンな栽培体系加速化事業)	定額	市町又は普及組織や農業協同組合が参画する協議会等
3	SDGsの実現に向け抜本的な環境負荷軽減と収益性向上を両立した施設園芸モデル産地の育成に向けた実証、省エネ機器設備・資材の導入、マニュアル作成、情報発信等に要する経費(SDGs対応型施設園芸確立)	定額、1/2以内(省エネ機器設備・資材の導入については1/2以内)	県又は市町が参画する協議会
4	みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入に要する経費(みどりの事業活動を支える体制整備)	1/2以内	特定環境負荷低減事業活動の計画の認定を受けた者等

別表1(4)の表中第11号の項を削り、第12号の項を第11号の項とし、第13号の項から第15号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加え、同表を別表1(5)の表とする。

15	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援し、生産体制の強化を図る。	水田、畑作、野菜、果樹、茶及び花きの産地が、施設整備を行う事業等に要する経費	事業費の1/2以内	市町、農業者が組織する団体、農業者等
16	伊勢茶ブランドリノベーション事業費補助金	伊勢茶のブランド力強化に向けた生産体制の改造を支援することで、茶農家の経営を安定させるとともに、伊勢茶産地の活力強化を図る。	伊勢茶のブランド力を高める生産体制の改造に要する経費	事業費の1/2以内	農業者、茶商工業者等
17	施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業費補助金	燃料価格の高止まり部分に対する支援を行うことで、施設園芸農業者の省エネ化の取組を一層進め、燃料価格の影響を受けにくい経営体質への転換を図る。	施設園芸農業者に対する燃料価格高騰分の補填金を補助するのに必要な経費	定額	三重県燃油価格高騰緊急対策協議会
18	花き花木共同集荷拠点整備事業費補助金	花き生産者が行う共同集荷拠点の整備を支援することで、持続可能な花き花木の輸送モデルを確立する。	花き花木の輸送効率化につながる共同集荷拠点の整備に必要な経費	1/2以内	農業者、生産者団体等
19	野菜生産機械化モデル構築事業費補助金	露地野菜における栽培方法の変更も含めた機械化体系を確立しようとする意欲ある農業者をモデル的に支援	露地野菜における省力機械の導入に必要な経費	1/2以内	農業者、生産者団体等

		することで、その品目への機械化を促進する。			
20	施設園芸栽培環境改善支援事業費補助金	施設園芸における燃料価格の高騰や夏季の高温の影響を受けづらい経営体質の改善を図るため、省エネルギー及び高温対策に資する設備等の導入を支援する。	燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい栽培環境への改善に向けた設備・資材の導入に要する経費	1/2 以内	農業者、生産者団体等

別表 1(3)の表第 7 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改め、同表を別表 1(4)の表とする。

民間金融機関が、三重県農業信用基金協会に対し、三重県農業信用基金協会に造成する農協等融資機関の貸付目標額の 6 分の 1 に相当する額（県低利預託基金）を融通した場合、その利息相当額の経費	別に定める。	民間金融機関
--	--------	--------

別表 1(2)の表を別表 1(3)の表とする。

別表 1(1)の表第 1 号の項 (A) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

地域資源活用・地域連携推進支援事業費補助金	地域資源活用・地域連携の実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援し、農山漁村における地域活性化を図る。	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費 1 地域資源活用・地域連携サポート事業 2 地域資源活用・地域連携推進支援事業 (1) 新商品開発・販路開拓の実施 (2) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 (3) 多様な地域資源を新分野で活用する取組 (4) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進	別に定める。	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に定める事業実施主体
-----------------------	---	--	--------	---------------------------------------

別表 1(1)の表第 4 号の項 (A) の欄から (E) の欄までを次のように改め、同表を別表 1(2)の表とする。

地域資源活用価値創出整備事業費補助金	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して地域資源活用価値創出に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援し、農山漁村における地域活性化を図る。	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費 1 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	別に定める。	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に定める事業実施主体
--------------------	---	---	--------	---------------------------------------

別表 1 に(1)の表として次の一表を加える。

(1) 農林水産総務課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助（交付）率	(E) 補助対象者
1	農山漁村スポットワーク推進事業費補助金	農林水産業や自然体験事業において、スポットワークを活用した労働力の確保を推進することで、農山漁村の活力向上や新たな働き方の普及・定着を図る。	1 農林水産事業者や自然体験事業者が、スポットワークのマッチングサイトを活用する際に必要な事務経費 2 農林水産事業者や自然体験事業者が、スポットワーク受け入れのための宿泊施設等の整備に必要な経費	定額 定額	農林水産事業者等 農林水産事業者等

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
2	里地里山保全活動支援事業費補助金		
3	自然に親しむ施設整備事業費補助金		
4	自立的林業経営活動推進事業費補助金		
5	家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金		
6	豚熱衛生管理再生緊急支援事業費補助金		
7	みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）		

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

三重県告示第253号

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

観光部関係補助金等交付要綱（令和5年三重県告示第240号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第1号の項（C）の欄及び（D）の欄を次のように改める。

運営に係る基礎的な経費、インバウンド向けマーケティング業務、地域観光地域づくり法人（DMO）への支援業務、データマーケティング業務及び国内プロモーション業務の推進に要する経費	別に定める。
---	--------

別表1(1)の表第2号の項及び第3号の項を削り、同表に次のように加える。

2	インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金	国内外の多様な旅行者が快適に滞在できる環境を整えるため、インバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応の受入環境の充実を図る。	宿泊施設、観光施設、観光団体等が実施するインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応の施設改修等の受入環境の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	---------------------------	---	---	--------	--------

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
